

## 一貫したコールドチェーン体制の整備事業

### 卸売市場においてコールドチェーン体制を整備するための設備・機器の導入を支援します！！

#### 対象

中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の開設者若しくは卸売業者  
(地方公共団体を除く)

#### 支援内容

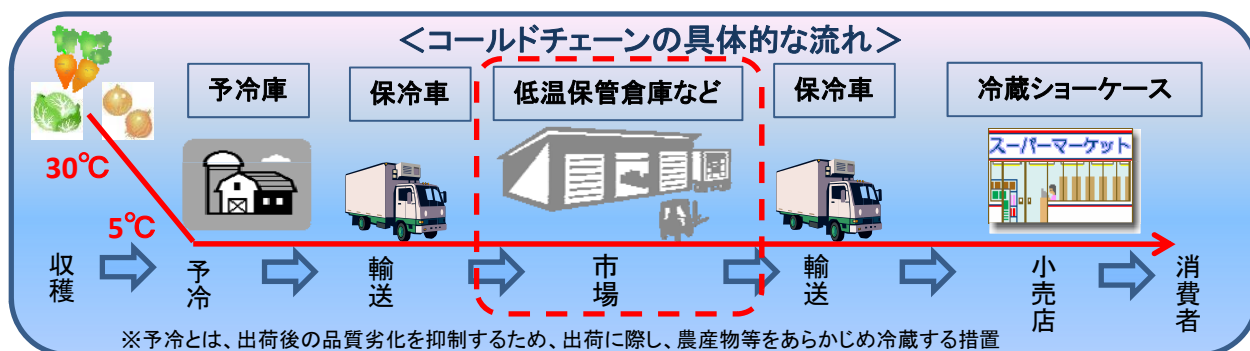
補助率(1/2以内)

卸売市場におけるコールドチェーン体制の整備に必要な設備・機器のリース方式による導入を支援します。

○支援対象となる設備・機器は、以下のものです。

- ・ 低温保管倉庫
- ・ 卸売場の低温化に必要な簡易式設備・機器一式

○産地や小売など縦のつながりにおける連携、卸売市場内の関係者による共同利用など、連携した取組において活用することが必要です。



#### ご利用方法

- 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載します。
- 農林水産省本省において、第三者による公募選定審査委員会を開催して事業実施主体の候補者を選定します。
- 候補者は事業実施計画を作成し、農林水産省において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付決定が行われます。

#### 【本省担当部局】

総合食料局 流通課 卸売市場室 地方市場班

TEL:03-6744-2059 (直通)

# 食品流通高度化推進調査事業

## 卸売市場における品質管理の高度化に向けた取組について調査・検討を行います！！

### 対象

民間事業者等

### 支援内容

補助率(定額)

コールドチェーンへの対応など、卸売市場における品質管理の高度化を図る上での課題等を整理し、農産物の品質保持システムを確立するために以下の調査・検討を行います。

#### ◆ 検討委員会の開催

専門的な知識を有する者からなる検討委員会を開催し、実態調査に係る企画、分析、評価、報告及び指針作成のとりまとめを行います。

#### ◆ 品質管理の高度化に向けた取組に関する調査

- ・コールドチェーンの普及状況の調査
- ・卸売市場においてコールドチェーン体制づくりを一層推進する上での課題整理
- ・低温化以外の品質管理の高度化の現状調査及び効果の検証
- ・加工・調製設備の導入を行うに当たっての品質管理の現状調査及び効果の検証

#### ◆ 品質管理の高度化に向けた指針の作成

上記調査を踏まえた上で、低温化をはじめ卸売市場において品質保持システムを現場に適用していくに当たっての重要点を整理した卸売業者、仲卸業者向けの指針を作成します。

### ご利用方法

- 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載します。
- 農林水産省本省において、第3者による公募選定審査委員会を開催して事業実施主体の候補者を選定します。
- 候補者は事業実施計画を作成し、農林水産本省において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付決定が行われます。

### 【本省担当部局】

総合食料局 流通課 卸売市場室 地方市場班

TEL:03-6744-2059 (直通)

# 食品流通効率化推進調査

## 輸送行程の効率化、包装・荷役の効率化などの取組について調査・検討を行います！！

### 対象

民間事業者等

### 支援内容

補助率(定額)

#### 1. 輸送行程の効率化

中小規模の食品流通業者による共同配送など、食品の物流の効率化に向けた取組の実態調査、課題整理及び解決方策の検討を行います。



#### 2. 包装・荷役作業の効率化

卸売市場流通を中心として、荷役の効率化や環境負荷低減に効果のある通い容器の循環利用体制を構築するための調査、課題整理及び解決方策の検討を行います。



#### 3. 生産者の所得向上に資する流通の推進

我が国において取り組まれている多様な農林水産物流通について、生産者が新たな流通スタイルの活用を検討するに当たり参考となるよう、費用対効果を比較・分析する調査を行います。



### ご利用方法

- 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載します。
- 農林水産省本省において、第三者による公募選定審査委員会を開催して事業実施主体の候補者を選定します。
- 候補者は事業実施計画を作成し、農林水産本省において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付決定が行われます。

### 【本省担当部局】

「1. 輸送行程の効率化」及び「2. 包装・荷役作業の効率化」については、  
総合食料局 流通課 流通改善班 TEL:03-3502-5741(直通)

「3. 生産者の所得向上に資する流通の推進」については、  
総合食料局 食品産業振興課 外食産業室 TEL:03-3502-8267(直通)

## 次世代流通情報インフラ調査事業

**次世代の流通情報インフラの利用について、事業者に対するニーズの網羅的な調査・検討を行います！！**

### 対象

民間事業者等

### 支援内容

補助率(定額)

食品流通の効率化を支援する観点から、フードチェーンの各段階の事業者において、商品管理効率の更なる向上等を図るため、次世代の流通情報インフラの利用について、以下の調査・検討を行います。

#### ◆検討委員会による調査方針等の決定と調査結果等の評価・とりまとめ

フードチェーンに携わる各段階の事業者が、加工食品の商品管理の更なる効率化を図るために、総合調査検討委員会を設置し、バーコード等の流通情報インフラの利用手法や利用に関するニーズ等の調査についての全体的な調査方針の決定、後述する3つの各種調査委員会での調査結果の定量的な評価、とりまとめ等を行います。

#### ◆各種情報インフラの効果等の検討

- (1) ①バーコード、②電子商取引、③その他の流通情報インフラの別に、それぞれ調査委員会を設置し、フードチェーンの各段階に携わる事業者に対する網羅的な調査や、読み取り機器製造事業者など流通情報インフラ関連企業に対する調査等を行います。
- (2) (1)の調査結果に基づき、各流通情報インフラを利用したロット管理の更なる効率化を図るための手法や利用に関する業界全体のニーズ、利用にあたっての費用対効果等、調査結果をとりまとめ、総合調査検討委員会に報告します。

#### ◆報告書の作成

事業実施結果について取りまとめ、報告書を作成します。

### ご利用方法

- 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載します。
- 農林水産省本省において、第三者による公募選定審査委員会を開催して事業実施主体の候補者を選定します。
- 候補者は事業実施計画を作成し、農林水産省において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付決定が行われます。

#### 【本省担当部局】

総合食料局 流通課 流通企画班

TEL:03-3502-5741 (直通)

## 食品流通効率化・高度化推進事業

**食品流通の効率化等に係る事例の調査・分析を通じて、  
食品流通の効率化等を推進する方策の検討を行います！！**

### 対象

民間事業者等

### 支援内容

補助率(定額)

農林水産省による支援を得て取り組んだ食品流通の効率化等に係る優良事例について、費用対効果や経済効果などの調査・検証を行うとともに、その分析結果を踏まえ、今後の食品流通の効率化を推進するための具体的方策等の検討を行います。

#### ◆検討委員会の開催

専門的な知識を有する者からなる検討委員会を開催し、調査内容の検討、調査分析結果の取りまとめを行うとともに、今後、食品流通の効率化を一層促進する上で必要となる具体的な方策を検討します。

#### ◆農林水産省による支援を得て取り組んだ事業の調査・分析

過去に行われた電子タグ等に関する以下の事業において取り組まれた事例について、電子タグの利用によるコスト削減効果をはじめ費用対効果の調査、分析、課題整理などの検証を行います。

- ア 新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業(平成20～21年度)
- イ 物流管理効率化新技術確立事業(平成17～19年度)
- ウ 通い容器循環システム実証事業(平成17年度)

#### ◆報告書の作成

事業実施結果を取りまとめ、報告書を作成します。

### ご利用方法

- 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載します。
- 農林水産省本省において、第三者による公募選定審査委員会を開催して事業実施主体の候補者を選定します。
- 候補者は事業実施計画を作成し、農林水産本省において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付決定が行われます。

#### 【本省担当部局】

総合食料局 流通課 流通改善班

TEL:03-3502-5741 (直通)

## 地域商店街等活性化推進事業

**食品販売機能の強化や付加価値の創出に係る事例の調査や、その成果のとりまとめを通じて、食料品小売店の機能を維持・強化する方策の検討を行います！！**

### 対象

民間事業者等

### 支援内容

補助率(定額)

農林水産省の支援を得て取り組まれたものを含め、食品販売機能の強化や販売商品の付加価値創出に係る取組事例の調査を行い、費用対効果や経済効果の分析や、残された課題整理を行うとともに、今後、それらの取組を推進する際に必要となる食料品小売店の機能を維持・強化する方策の検討を行います。

#### ◆検討委員会の開催

専門的な知識を有する者からなる地域商店街等活性化推進検討委員会を開催し、調査対象地区の選定方法調査内容の検討、調査分析結果のとりまとめ等を行うとともに、食料品小売店の機能を維持・強化する方策の検討を行います。

#### ◆地域商店街等活性化推進に係る調査・分析

地域商店街等活性化推進検討委員会において決定された事項に基づき、アンケート調査及び現地調査、調査結果の分析等を行います。

#### ◆報告書の作成

事業実施結果を取りまとめ、報告書を作成します。

### ご利用方法

- 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載します。
- 農林水産省本省において、第3者による公募選定審査委員会を開催して事業実施主体の候補者を選定します。
- 候補者は事業実施計画を作成し、農林水産本省において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付決定が行われます。

#### 【本省担当部局】

総合食料局 流通課 商業振興班

TEL:03-3502-7659 (直通)